

第2期長岡市地域福祉計画の策定について

1 計画概要

計画名	第2期長岡市地域福祉計画
根拠法令	社会福祉法第107条
策定義務	任意（平成30年度から努力義務）
計画期間	令和6年度から令和11年度（6か年）
特徴	<ul style="list-style-type: none">・高齢者、障害者、子ども、生活困窮者など支援を必要とする人が抱える課題に対して、地域住民と関係団体、行政が協力して取り組む考え方や支援策を記載・福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づけ

2 策定状況

○第1期地域福祉計画：平成30年度から令和5年度

※平成15年度から「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」と一体的に策定していたが、平成30年度から分けて策定

○第2期地域福祉計画：令和6年度から令和11年度

3 策定スケジュール

令和4年	11月	地域福祉に係る市民アンケート調査
	12月	アンケート集計（委託）
令和5年	1月・2月	アンケート集計報告書の検討
	3月	計画骨子作成
令和6年	1月	パブリックコメント
	3月	計画決定